条　例　名	理　由	要　旨
奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例	県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものである。	1　期末手当の改定 期末手当の支給割合を次のとおり改定する。 (1) 令和５年度 （６月期　１００分の１６２．５ → １００分の１６２．５） １２月期　１００分の１６２．５ → １００分の１７２．５ （＋０．１月分） (2) 令和６年度以降 ６月期　１００分の１６２．５ → １００分の１６７．５ １２月期　１００分の１７２．５ → １００分の１６７．５ （年間を通じて０．１月分） （第９条関係） 2　施行期日等 (1) 令和５年 12 月 25 日から施行する。ただし、１の(2)は、令和６年４月１日から施行する。 (2) １の(1)は、令和５年 12 月１日から適用する。 (3) その他所要の経過規定を置く。 （改正附則関係）